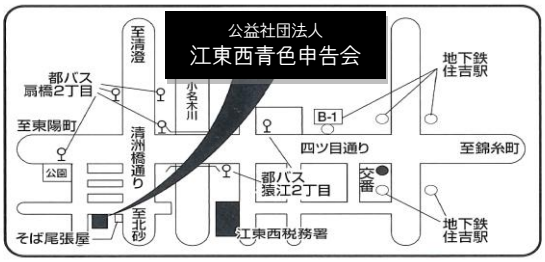
2019. 2. 1 発行
第 66 号

江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会

〒 135－0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号
TEL 03（3649）4178 ： FAX 03（3649）6876
https://nishiaoiro.jp/



固定資産税等の軽減措置について

東京都主税局から、固定資産税等の軽減措置の継続について平成３１年度も継続することが発表されました。会員の皆様の継続要望運動に対するご協力に御礼を申し上げます。

以下　東京都主税局ホームページ

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/01/25/10.html

固定資産税等の軽減措置の継続について

以下の軽減措置について、次のとおり継続することとしましたので、お知らせします。

1. 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
2. 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
3. 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

上記１及び３については、平成３１年第一回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出する予定です。

固定資産税等の軽減措置の概要

対象	経緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 （面積 200 ㎡までの部分）	創設　昭和 63 年度 目的　過重な負担の緩和	都市計画税　１／２
小規模非住宅用地 （面積 400 ㎡以下の土地のうち 200 ㎡までの部分）	創設　平成 14 年度 目的　過重な負担の緩和 中小企業の支援	固定資産税、都市計画税　２割
商業地等 （負担水準が 65%を超える商業地等）	創設　平成 17 年度 目的　過重な負担の緩和	固定資産税、都市計画税 負担水準 65%に相当する 税額まで軽減

問い合わせ先
主税局税制部税制課
電話　03-5388-2949

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

各会議・行事　ご報告

1月

8（火）三役会
10（木）確定申告相談電話予約開始
15（火）新年賀詞交歓会
16（水）創青部カラオケ会
18（金）理事会
21（月）年末調整相談終了
21（月）連絡協議会
22（火）確定申告相談開始

これからの予定

2月

1（金）会計報告会
4（月）女性部委員会
5（火）青色コーナー運営委員会
6（水）第2支部理事会
13（水）確定申告広報出陣式
13（水）創青部カラオケ会
18（月）東京国税局確定申告作成会場開設

3月

1（金）第5支部理事会
4（月）三役会
6（水）創青部創青会・決起大会
13（水）創青会カラオケ会
15（金）確定申告提出期限
18（月）理事会

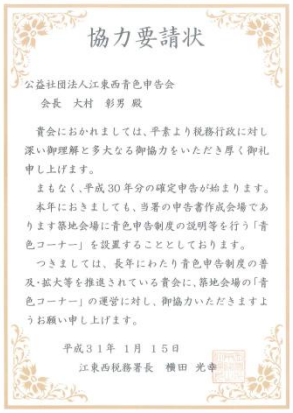
3月号の会報はお休みさせて頂きます

新年賀詞交歓会および協力要請状交付式

当会では1月15日（火）、古石場文化センターにおいて、新年賀詞交歓会を開催いたしました。

当日は、江東西税務署長横田様、東京都江東都税事務所長西沢様をはじめ、多くのご来賓と会員の皆様にお集まりいただきました。

また開会に先立ち、本年も江東西税務署の申告書作成会場である築地合同会場において、青色申告制度の説明等を行う「青色コーナー」が設置されることに伴い、江東西税務署長より「協力要請状」の交付が行われました。



協力要請状

公益社団法人江東西青色申告会
会長　大村　彰男　殿

貴会におかれましては、平素より税務行政に対し深い御理解と多大なる御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

まもなく、平成30年分の確定申告が始まります。

本年におきましても、当署の申告書作成会場であります築地会場に青色申告制度の説明等を行う「青色コーナー」を設置することとしております。

つきましては、長年にわたり青色申告制度の普及・拡大等を推進されている貴会に、築地会場の「青色コーナー」の運営に対し、御協力いただきますようお願い申し上げます。

平成31年　1月　15日
江東西税務署長　横田　光幸

事務局からのお知らせ

「水森かおり特別公演」ご優待チケットのご案内

水森かおり明治座　初・単独座長公演決定！
お芝居とコンサートの二本立てでお贈りします。

第一部
東京そば屋人情物語「にぃねえちゃん」

第二部
水森かおりコンサート

【出演】
水森かおり・加藤茶・仲本工事
大信田礼子・椎名佐千子
岩佐美咲・ヒカル（はやぶさ）
ヤマト（はやぶさ）
丹羽貞仁・重田千穂子

【特別価格】
S席　8，000円（税込）
＊6歳以上有料
／5歳以下入場不可

【申込方法・お問い合わせ】
事務局までお電話ください。

3月	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月
11:00	○	○	／	○	／	／	○	／	○	○
16:00	／	○	／	○	○	○	／	○	○	／

青色共済給付状況報告

給付状況をお知らせします。
平成30年12月1日
～平成30年12月31日

・入院見舞金・・・0件
・弔　慰　金・・・0件
・長寿祝い金・・・0件
・傘　寿　金・・・0件



請求もれは
ございませんか？

東京青色医療保険

日帰り入院や**日帰り手術**、**先進医療**もしっかり補償します！
オプションで介護(公的介護保険制度における要介護2～5に相当)に該当した場合も補償します！

＜加入資格＞

①会員、②配偶者、③子、④両親、
⑤兄弟姉妹、⑥同居の親族、⑦同居の使用人
5月1日時点で**満79歳以下**の方がご加入いただけます。
満89歳までご加入いただけます。
(保険期間：5月1日～4月30日)

女性部からのお知らせ

【委員会のお知らせ】

平成31年2月4日(月)18時30分より、来年度の予定、特に女性部の総会を中心に話し合う予定です。また日程については、決まりましたら改めてご報告させていただきますので宜しくお願いいたします。

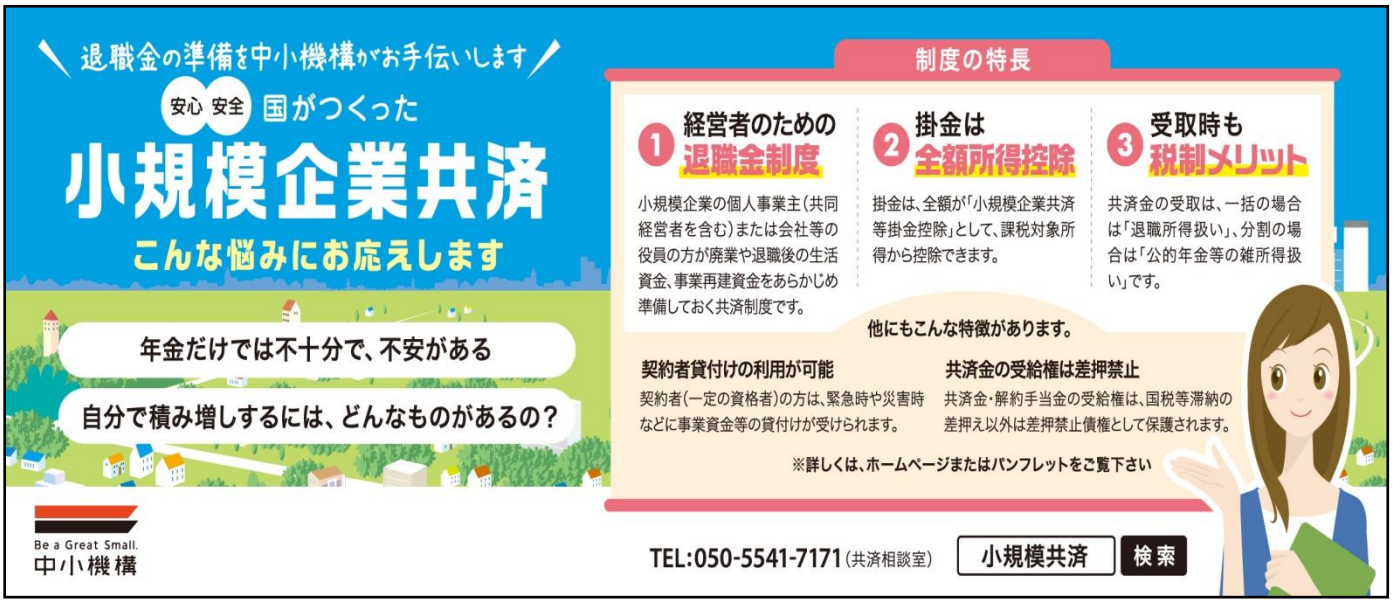
女性部では随時、部員を募集しております。
ご一緒に活動しませんか？

第3支部からのお知らせ

江東区少年団体西部連合会が主催する「深川春のこどもまつり」出店者を募集します。

日　時：平成31年2月24日(日)
会　場：深川春のこどもまつり会場内
出店料：会員無料　会員以外5，000円
募集数：5店
締　切：平成31年2月17日(日)

お問い合わせは野島まで
090・4001・1699



自転車を利用する皆さまへ

自転車事故に備えた保険に加入を！！

自転車は便利で手軽な乗り物ですが、ひとたび事故を起こすと加害者となり、多額の損害賠償を求められることもあります。自転車は自動車などと同じ車両であるという意識を持ち、交通ルールを遵守して安全に利用しなければなりません。東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、**自転車利用者に対して次のような努力義務が定められています。**

①交通ルール・マナーを習得すること（第１１条）
都が定める自転車安全利用指針等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に学び実践できるようにしましょう。
②点検整備が行われた安全な自転車を利用すること（第１７条・第２１条）
都が定める自転車点検整備指針を踏まえて点検整備を行いましょう。また、年に１回程度は自転車店などで点検整備を受けましょう。
③ヘルメット・反射材等の自転車の安全利用に役立つ器具を利用すること（第１９条）
自分の身を守るため、安全利用に役立つ器具を積極的に利用しましょう。
④自転車事故に備えた保険に加入すること（第２７条）
自転車事故での損害賠償をカバーできる保険に加入しましょう。



～保険の加入にあたって～
皆さまが加入している傷害保険・火災保険・自動車保険またはクレジットカードに特約やサービスとして自転車事故による損害賠償をカバーできる個人賠償責任保険が付帯されていることもあります。
まずは、加入されている保険の内容を確認してから、新たな保険への加入を検討しましょう。

【チェックポイント】
１．補償限度額は十分ですか？
２．補償対象は家族を含みますか？
３．示談交渉サービスはありますか？

青色申告会では自転車保険プランのご案内をしております。
自転車での事故によるご自身のケガの補償はもちろん、個人賠償責任危険補償１億円！
日本国内で発生した賠償事故は示談交渉サービスを利用可能！

青色申告会では、さまざまな保険を取り扱っております。下記保険のチラシを同封しておりますので、ぜひご検討ください。ご質問などございましたら決算申告来会時にご相談ください。

青色共済・青色傷害保険・青色がん保険・青色医療保険

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています